

【商品概要説明書】

平成27年7月7日現在

商品名	新教育ローン
ご利用頂ける方	<p>○組合員となる事が可能な方</p> <p>○当組合の営業地域内に居住または勤務している方</p> <p>○給与所得者及び個人事業者で安定・継続して収入が得られる方</p> <p>○その他、当組合の融資基準を満たしている方</p>
資金使途	○お子様の進学・在学中に要する一切の費用
ご融資金額	○1,200万円以内
ご融資期間	<p>○15年以内（当座貸越期間、元金据置期間を含む証書貸付期間の合算）</p> <p>○但し、複数のお子様にあつては費用を借り入れた場合、最終のお子様の在学期間満了月から10年以内、総融資期間は20年以内（元金据置期間を含む）</p> <p>※詳しくは、窓口へお問い合わせください。</p>
ご融資利率	<p>○変動金利</p> <p>注）1.ご融資した日の基準金利（長期プライムレート）に当組合所定利率を上乗せした利率を適用します。</p> <p>注）2.ご融資後の利率は、金利情勢等で基準金利（長期プライムレート）の変更に伴い年2回見直しを行います。</p> <p>※現在の利率につきましては、窓口にお問い合わせください。</p>
貸付形態	<p>イ. 当座貸越</p> <p>①. お子様の在学期間中（複数のお子様にあつては費用を借り入れた場合には、最終のお子様の在学期間満了月まで）、ご利用限度額を設け、必要な時に必要額を限度額の範囲内でご利用いただけます。</p> <p>ロ. 証書貸付</p> <p>①. 「イ」の在学期間満了後の元金返済期間中</p> <p>②. 当初からお子様にあつては費用総額を借り入れる場合には、当初から証書貸付となります。この場合、お子様の在学期間中（複数のお子様にあつては費用を借り入れた場合には、最終のお子様の在学期間満了月まで）は、元金の据置が可能です。</p>
返済方法	<p>①. 当座貸越期間満了時の残高を証書貸付に借換していただきます。借換後の返済方法は、元利均等割賦返済（ボーナス併用可）となります。</p> <p>②. 当初から証書貸付でお借入される場合の返済方法は、元利均等割賦返済（ボーナス併用可）となります。</p>
保証人・担保	<p>○連帯保証人</p> <p>①. 200万円以下・・・「連帯保証人」原則不要</p> <p>※但し、収入状況等により、審査で必要と判断し</p>

	<p>た場合には連帯保証人が必要となります。</p> <p>②. 200万円超・・・「連帯保証人」1名</p> <p>○担保</p> <p>①. 審査により担保が必要となる場合があります。</p>
団信保険	<p>任意加入</p> <p>※但し、ご加入いただけるのは、「証書貸付」のみとなります。</p>
お申し込みの際 ご提出いただく 書類	<p>○ご本人を証明できるもの（公的証明書で有効期限内のもの）</p> <p>・運転免許証 ・健康保険証 ・顔写真付住民基本台帳等</p> <p>○所得の確認ができるもの（公的所得証明書、源泉徴収等）</p> <p>○合格通知書、授業料納付書、住居の賃貸契約書 等</p>

七 島 信 用 組 合